

特許 & 技術レポート

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2011-03

ハイライト：

特許庁、デザイン無審査品目を拡大	1
グローバルIT企業の特許紛争	2
韓国、国際特許出願で世界5位	3
都市を照らすLEDの特許出願活発	4
In-sprit、HTCに特許侵害差止訴訟を提起	5
Hanmi薬品、米国で多国籍企業と特許侵害関連の法廷闘争	5



特許制度

特許庁、「自治体の特許確保」に対する支援拡大

特許庁は2月15日、全国自治体の知的競争力強化のために、今年63億ウォンを支援することを明らかにした。

これは、昨年に関連事業費26億5千万ウォンに比べ、二倍以上大きく増加したものである。

特許庁は、大邱市達西区、光州市光山区など知的財産都市に選定された10の自治体で開催する発明体験イベントと地元企業のブランド化を支援する。

江原道太白市、忠清南道瑞山市など30の自治体には、地域特産品の地理的表示団体標章、ブランド、デザイン、特許の開発及び権利化などを支援し、その他に京畿道、江原道、釜山市など8つの広域自治体のためには、知的財産権中

心の地域特化産業のR&D戦略を共に打ち立てる。

特許庁産業財産政策局のウ・ジョンギョン局長は、「全国を巡回して、知的財産教育及び説明会を持続的に開催する一方、知的財産条例の制定、中長期の特許発展戦略の樹立などのために、各自治体との協力をより強化するつもりである」と述べた。

特許庁、デザイン無審査品目を拡大

特許庁は2月10日、流行に敏感な衣類、時計、おもちゃなど10品目を「デザイン無審査制度」の対象に追加指定することを明らかにした。

デザイン無審査制度は、製品寿命(ライフサイクル)の短い品目を保護するために、審査を経ずに早期に権利を付与する制度である。

今回追加で指定された品目は、衣服、カバン、身辺用品、慶弔用品、広告用具、電子計算機、時計などで、従前の10の類の2,460品目から20の類の4,231品目に増えた。

また特許庁は、無審査品目を専属担当する「審査官」を

配置し、出願から登録まで1.7ヶ月かかっていた審査期間を1ヶ月以内に短縮する計画である。

なお、デザイン出願時に提出する立体図面(3D)のファイル形式も業界で使用するファイル形式に拡大し、画像ファイルを参考資料として提出できるように許容、出願人の便宜を高めるとともに、権利範囲も明確にすることとした。

特許庁は、デザイン保護法の下位法令を改定、4月から適用する。

特許庁のイ・ヨンデ商標デザイン審査局長は、「ファッション関連の品目に無審査で権利を付与する法案を米国で審議しているなど世界的な流れがあり、これに合わせてデザイン無審査品目を拡大することを決めた」とし、「関連分野でより迅速な権利確保が行われるであろうと期待される」と述べた。



大法院判例

▶指定商品の性質表示標章(技術的標章)のみからなる商標又はその他識別力のない商標に該当するかどうか

特許法院2010. 12. 16. 言渡2010HE07044判決



本事件出願商標は色彩商標であって、その標章は「MaxTea」及び「lemon tea」という文字部分、ストローと共に飲み物が入っているコップ及びレモンなどの絵の部分、その他図形部分からなっている。そのうち、「lemon tea」という文字部分と上記絵の部分は、本事件出願商標の指定商品であるレモン茶などを意味していたり、その原材料や形状などを直接的に表現しているものであるため、それ自体では識別力のない部分である。また、その他の図形部分も、それ自体のみ見ると、需要者がだれの業務に関する商品を表示しているのかを容易に識別できない部分である。

しかし、その標章中のまた別の文字部分である「MaxTea」は、辞書にない新たな造語である。但し、その構成上、一般需要者に「Maximum」の略語として「最大、最高」という意味を有する「Max」と「茶」を意味する「Tea」とが結合したものと認識され得ると思われるが、この場合も、甲第3号証の1乃至3、甲第4号証、乙第3号証の各記載に示されるように、「Max」又は「Maximum」は一般的に量、規模、速度等が最大又は最高という意味として多く使われ、食飲料の品質、味等

が最高という意味としてはめったに使用されないという点を考慮したとき、一般需要者が「MaxTea」を見て、「茶」の品質等に関する単純な暗示を超えて、例えば「最高の茶」のように本事件出願商標の指定商品の品質等に関する具体的な観念を直感すると見るのは困難である。従って、「MaxTea」は、本事件出願商標の指定商品に関して、記述的標章であるといえない。また、新たな造語であり、音節が短いため、その全体を一体として「マックスティ」と呼ぶ可能性もあり、そのような呼称は珍しいため、特別顕著性もあるといえる。

一方、「MaxTea」の部分は、全体標章の上段に位置し、黄色の背景上の赤い図形内に白色で記載されており、その赤い図形と共に鮮明に見え、その大きさも小さくないため、これを付随的または補助的部分に過ぎないものと見ることもできない。

それゆえ、本事件出願商標は、識別力のある「MaxTea」の部分と他の文字、図形及び色彩と結合し、全体的に識別力を有するといえるので、商標法第6条第1項第3号及び第7号に該当するといえない。

紛争

グローバルIT企業の特許紛争

サムスン電子やLG電子をはじめとした世界の情報技術(IT)企業間の特許紛争が激化している。メーカー間の技術水準が平準化するにつれ、製品だけで競争の優位を明確にするのが難しくなり、基幹技術を確保した企業が知的財産権を理由に競争製品の市場占有率を下げようとする意図が見える。

●韓国メーカーの特許合従連衡

サムスン電子は、米国のIBMと、相手方の特許技術を相互利用できるクロスライセンス契約を締結したことを明らかにした。両社は、半導体、通信、ディスプレイ、PC等で広範囲な特許ポートフォリオを構築してきただけでなく、米国特許登録の件数でも1、2を争っており、特許紛争が不可避な状況であった。このため、今回の契約には両社が天文学的な訴訟費用を負担しながら争うよりは、互いに特許を共有する方がましという計算があった。サムスンは、IBMの多様な特許を活用し、相対的に弱いPC分野における競争力を強化していく戦略である。

LG電子は、競争メーカーのソニーが「ブラビアTV及びプレイステーション3などに自社のブルーレイ標準技術など8つの特許技術を不当に使用した」とし、米国国際貿易委員会(ITC)に訴訟を提起したことを明らかにした。

昨年末、ソニーがLG電子を相手に「自社の7つの携帯電話における特許技術を無断で使用した」として訴訟を提起したことに対する対抗措置である。

LG電子とソニーの両社も、TVと携帯電話分野で激しい競争を繰り広げており、どちらであれ敗訴すれば、相当な打撃が予想される。このため、業界は両社が相手側に提起した訴訟を取下げ、合意するであろうと予想している。

ハイニックス半導体も昨年12月、世界最大の「パテントトロール」であるインテレクチュアル・ベンチャーズ(IV)社が提起した特許訴訟に巻き込まれた。IV社が保有しているDRAM及びフラッシュメモリなどの回路技術を無断で使用したという疑いである。

IV社としては、創設して以来、初めての訴訟であるため、巨額の賠償を要求したと思われる。ハイニックス側は、敗訴した場合、莫大な被害補償金を支払うか、高額ライセンス使用料を支払わなければならない状況である。

●訴訟遮断の「特許専門ファンド」が人気

このような特許紛争は、今後IT市場を引っ張っていくスマート機器や能動型有機発光ダイオード(AMOLED)など高付加価値製品の市場でより拡散する見込みである。既にアップルやマイクロソフト(MS)の場合、アンドロイド基盤の製品の需要が増えるにつれ、モトローラ、HTCなど関連メーカーに対する特許攻撃に乗り出している。

このような動きに合わせ、サムスン電子は昨年11月にIV社と特許ライセンス契約を締結した。自社技術を開発したものの、延々と特許訴訟に巻き込まれるよりは、高いロイヤリティを支払ってでも、パテントトロールと手を結ぶ方が有利であると判断したためである。実際にサムスン電子は、昨年三四半期だけで特許関連の費用として約2,300億ウォンを使ったことが知られている。

紛争の可能性が高い特許権を共同で購買し、特許訴訟を完全に遮断する特許専門ファンド(RPX)も人気である。現在サムスン電子やLG電子をはじめとしたグローバルメーカーの77が会員として参与し、世界の1500以上の特許権を買い取った状態である。

業界の関係者は、「訴訟の費用が莫大であるため、訴訟に巻き込まれるだけで倒産する企業が生じており、特許リスクをいかによく管理するかによってIT業界で生存できるかどうかが決定的ともいえる」と述べた。

LG電子-ソニー、また特許紛争

北米のフラットパネルTV市場で2位の争いを繰り広げてい

るLG電子とソニーが、今回は特許紛争にまで至った。両社は最近二ヶ月間、5回の特許訴訟を提起するなど、総力戦を展開する様相を示している。2月10日ブルームバーグ通信によると、ソニーはLG電子が自社のLCD TV技術を侵害したとし、ロサンゼルス連邦地裁に2件の特許侵害訴訟を提起した。

これに先だってLG電子は、2月4日、ソニーが自社の8つの特許技術をデジタルTVなどに不当に使用したとし、米国国際貿易委員会(ITC)に訴訟を提起し、カリフォルニア州南部連邦地裁(SDCA)にもソニーの特許技術の不当使用に対して損害賠償請求訴訟を提起した。昨年12月末、ソニーがLG電子を相手にITCとロサンゼルス連邦地裁にそれぞれ携帯電話技術の特許侵害訴訟を提起したのに対して、応訴したものである。

業界では、このようなLG電子とソニー間の特許紛争が、LCD TV市場2位の地位をめぐる競争の過程で膨れ上がった神経戦と見ている。市場調査機関のディスプレイサーチによると、昨年三四半期～四四半期までの世界のフラットパネルTV市場で、LG電子とソニーはそれぞれ12.3%と10.7%の占有率(販売量基準)を示し、サムスン電子に続き2位の競争を繰り広げている。主力である北米市場では、2位のソニー(10.2%)をLG電子(9.1%)が追い抜こうとしている。

これに伴って、ソニーが昨年末、携帯電話に対する特許訴訟を提起して特許紛争をスタートしたのは、LCD TV市場の競争でLG電子を圧迫するための心理戦の性格が強いという観測が出ている。業界は、特にソニーが今回特許侵害を主張した製品が、北米地域で最も多く売られている32インチのLCD TVであるという点に注目している。現在、北米TV市場では32インチのLCD TVが全体の販売量の4分の1を占めており、LG電子とソニーの全体の売上げ額の20%以上を占める重要な市場でもある。

ソニーのLCD TVの特許訴訟に対してLG電子側は、「正式に訴状が送達されるまで、事実の可否を確認し、対応策を設けることができない」とし、「従来は特許紛争に対して防御的であったが、最近は積極的に対応している」と述べた。

出願動向

韓国、国際特許出願で世界5位

昨年の国際特許出願の件数において、韓国、日本及び中国の東北アジア三国の上り調子が続いている。

日本が2位を占めたのをはじめとして、中国が4位、韓国は5位を記録した。これらの三国は、2009年にも5位圏内に入っ

たが、5位圏外の国家全てが特許出願が減少したのと異なり、大幅な増加率を見せており、相対的な伸びが目立つ。

世界知的所有権機関(WIPO)が最近発表した国家別の特許出願件数によると、米国が4万4855件と1位を守っている中で、日本(3万2,156件)、ドイツ(1万7,171件)、中国(1万2,337件)が後を続いている。

韓国は9,686件と5位を占めた。前年度に比べ、日本は7.9%、韓国は20.5%、中国は56.2%も増加した。

米国は1位を記録したが、昨年より1.7%下落した。10位圏内ではドイツ(3位)のみ2.2%の増加率を見せただけで、フランス(6位、-0.6%)、イギリス(7位、-3.7%)、オランダ(8位、-8.2%)、スイス(9位、-1.6%)、スウェーデン(10位、-11.6%)など、ヨーロッパ国家は殆ど下落を記録した。

企業別の特許出願件数においても、上位10社のうち6社が韓・日・中の三国に属している。

また、日本のパナソニックが2,154件と2年連続で世界1位を記録した。中国の移動通信グループであるZTEが20段階ものし上がり、米国の競争メーカーであるクアルコム(3位)を抜いて2位を占めた。Huawei Technologiesは4位を記録した。

韓国企業の場合、LG電子が1,298件と7位を記録し、日本企業のシャープが8位、NECが10位となった。

都市を照らすLEDの特許出願活発

都市を明るく照らすLED(発光ダイオード)の照明技術の発達により、関連の特許出願が活発である。

特許庁によると、最近5年間で都市景観に関するLED照明の特許出願を分析した結果、年毎に14.4%ずつ増えていることが分かった。

特に、LED照明の色相を調節、冷たい雰囲気都市を自然に近い光で温かく照らす「感性LED照明」の出願は、2006年の217件から2010年に286件と増えた。

特許庁は、都市照明が環境に優しくなってきた、色相や明るさが調節されるLED照明の感性化技術が新たな流れとなり、特許出願も増加するであろうと見ている。

光源の色温度(単位:K、ケルビン)は、ろうそくが1500K、家庭用電球が2800K、蛍光灯は4500~6500Kであり、光源に応じて色温度が固定されているが、「感性LED」はその時その時で変わる。赤・緑・青(RGB)を別々に調節、周りの環境に応じて最適の色温度を出す。

感性LED照明の代表的な技術は色温度を調節するものであって、低い色温度は赤い光を出して温かい感じを与える。

反面、高い色温度は青色を出して涼しい感じを与えるという効果がある。

スコットランドの観光都市であるグラスゴーでは、古い都市照明をLEDに変えるやいなや、犯罪率が30%減り、観光客が増加したという事例がある。フランス第2の都市であるリヨンも同様である。主要な建物と記念物の夜間照明灯にLEDを結びつけ、都市美観を生かし、観光マーケティングにも大きく役立つ。

特許庁の関係者は、「LED照明は、GPS(全地球測位システム)、通信装置、センサがついた『スマート照明』に進化している」とし、「技術と感性を満足させるLED照明産業が成長し続けるであろう」と述べた。

電子・半導体

サムスン電子-IBM、 特許の共同使用契約を締結

サムスン電子が情報技術(IT)市場において有利な位置に立つために、「相互特許使用」(クロスライセンス)の契約締結に積極的に乗り出している。

サムスン電子は2月9日、IBMと相互特許使用の契約を締結したことを明らかにした。IBMとサムスン電子は、2005年から共同で半導体製造工程を開発し、1月にもモバイル機器用システム半導体の工程開発計画を発表したりもした。今回の相互特許使用の契約により、より強化された協力体制を構築できるであろうと思われる。

IBMとサムスン電子は、昨年米国で各々5,896件、4,551件の特許を登録した。特許登録の件数において米国で1、2位を記録している。IBMのライセンス担当Ken Kingは、「サムスン電子との契約は、グローバル競争力を高め、研究開発(R&D)投資にさらに拍車をかけるきっかけになるであろう」と述べた。

サムスン電子は、相互特許使用で多様な技術を確保し、開放型革新(オープンイノベーション)を通じた革新製品の開発にもさらに速度を上げるであろうと期待している。主要な技術特許を持っているメーカーと提携すれば、特許を避けるための時間や費用などを減らすことができる効果が得られるようになるというわけだ。サムスン電子は、マイクロソフト(MS)、東芝、クアルコムなどとも相互特許使用の契約を結んでいる。

In-sprit、 HTCに特許侵害差止訴訟を提起

移動通信ソリューションメーカーのIn-spritが、HTCを相手に特許侵害訴訟を提起した。

In-spritは2月14日、台湾の携帯電話メーカーであるHTCを相手に「モバイルデバイス待機画面の制御及び運用」の技術に関する特許侵害訴訟を提起したことを明らかにした。

問題となった技術は、スマートフォン・スマートパッドなどのモバイル機器の待機画面でリアルタイムでインターネット情報をアップデートし運用することに関するもの。この技術は現在、オーダーメイド型の情報提供、ロケーションベースのリアルタイム情報プッシュサービス、Nスクリーンなどのサービスに活用されている。

In-spritは、韓国のタブレットPCメーカーであるEnspertの母会社であり、IDENTITY TAB、IDENTITY CRONなど、Enspertで披露したタブレットPC製品にこの技術が適用されている。また、この技術の特許を基盤にしたコンテンツ伝送ソリューションにより、2007年の新ソフトウェア商品大賞で大統領賞、2009年の大韓民国技術大賞で知識経済部長官賞なども受賞している。

海外特許も確保した状態であり、2005年米国のTモバイルと500万ドル規模のライセンス契約を締結し、2007年には中国のChinaモバイルとも契約を締結した。

In-spritのシン・ジェ Chol 専務（経営戦略室長）は、「市場に及ぼす影響などを考慮したとき、訴訟の提起が容易ではないため、今までは自制してきた」とし、「中小企業が苦勞して投資・開発した技術が、その価値を認められて公正に競争できる産業環境を期待する意味で、積極的な対応を決定した」と述べた。

化学・金属・生命工学

S-Connect、 金属表面処理の新技術特許出願

携帯電話のケースメーカーのS-Connectが、携帯電話カバーなど一次加工処理した金属表面上に精密な光沢の柄を彫り付ける新技術開発に成功した。

主なクライアントの要請により開発されたこの技術は、3~4月に特許登録した後、5月から本格的な量産・適用に入る予定である。

S-Connectは、「金属素材の二重表面処理」に関する特許を出願中であることを明らかにした。

S-Connectが開発したこの技術は、業界では唯一のものであり、金属表面を加工する際に、光沢、ヘアライン、サンディング面など1次表面処理された携帯電話ケースの前面にさらに光沢のロゴとパターンをより自由に具現でき、既存の方式より収率を最大30%ほど向上させることができると会社側は説明している。また、主なクライアントから技術開発の要求があっただけに、今後注引量が増加し、携帯電話の外観に対するトレンドの変化とともに、売上増大にも肯定的な影響を及ぼすであろうと会社側は期待している。

会社関係者は「3~4月になれば特許登録が完了となるであろう」とし、「この技術が適用される5月中には新規の売上げが発生するであろうと期待している」と述べた。

S-Connectは今回の技術開発により、既存の方式で適用できなかった微細なパターンやロゴ等、0.1mmの細密な加工が可能になった。

パク・スングァン代表は、「技術開発に対する弛まぬ努力の結果である」とし、「アップグレードした競争力でクライアントの要求に応じて、売上げも増やしていくつもりである」と述べた。

HANMI薬品、米国で多国籍企業と特許侵害関連の法廷闘争

Hanmi薬品の「Esomezole」が、米国で多国籍企業と特許侵害に関する法廷闘争に入った。

関連業界によると、Hanmi薬品が昨年10月米国FDAに提出した「Esomezole」の新薬承認申請（NDA）に対して、最近 AstraZenecaが「ネキシウム」の特許を侵害したという訴訟を提起したことを確認した。

今回の訴訟提起により、最長30ヶ月まで「Esomezole（逆流性食道炎治療剤）」の発売が遅れる可能性も提起されている。しかし、改良型医薬品（又はジェネリック）で米国市場に進出するために、訴訟は珍しくない過程であるため、米国進出のための正式な手続きを踏んでいる最中であると分析されている。

製薬業界とDAEWOO証券などの証券業界では、今回の裁判に対して、Hanmi薬品が多少有利であると分析している。

何故なら、一般の単純なジェネリックと異なり、「Esomezole」は改良型医薬品（Incrementally Modified Drug 又はIMD）であって、Hanmi薬品が既に別途の特許を確保しているためである。

また、ヨーロッパで既に「ネキシウム」のジェネリックが発売され始め、訴訟とは別に「Esomezole」の米国内における販

売パートナーの選定作業も行われ続けている。

Hanmi薬品は、「Esomezole」の発売時点が早いほど高い市場占有率を期待できるため、略式判決(Summary judgment)の過程を通じ、なるべく早めに訴訟を終えたいとしている。

略式判決が順調な場合、今年中に訴訟が終わる可能性もあるが、裁判過程の偶発性を考慮すると、2012年下半年には終わるであろうと予想している。

訴訟とは別に、「Esomezole」は今年下半年米国で許可を獲得する可能性が高いという分析である。但し、FDA許可を獲得しても、訴訟手続きが終わらない場合、製品の発売が不可能なため、「Esomezole」の米国内における発売時点は、2012年下半年になることが予想される。

来年「Esomezole」の米国発売が行われれば、ジェネリック特許訴訟を初めて提起した「Ranbaxy」の予想発売時点より2年早く「ネキシウム」の競争医薬品を発売する結果となる。

「ネキシウム」の米国特許は2014年5月に満了となる予定であり、初めてのジェネリックとして発売可能なインドの「Ranbaxy」が6ヶ月間独占的に発売を行う予定であるためである。

2014年「Ranbaxy」がジェネリックを独占的に販売する6ヶ月間にも、Hanmi薬品は問題なく「Esomezole」を米国で販売できるため、今回の訴訟に対する業界の関心は高くなる他ない。

◇改良型医薬品「Esomezole」-安全性・受容性がメリット

Hanmi薬品のEsomezoleは世界最初のネキシウムの改良型医薬品である。ネキシウムは、2009年全世界の売上げが49.5億ドルに達し、米国内における売上規模も30億ドルに迫る世界的医薬品である。

「Esomezole」は、ナトリウムとマグネシウムの代わりに、ストロンチウムを結合した塩変更の改良型医薬品であり、「ネキシウム」に比べ安全性や受容性が高く、吸湿性が低いため、注射用と経口用ともに開発可能であることがメリットである。

Hanmi薬品は、米国で2009年から「Esomezole」の臨床第1相試験を行い、2010年上半年に終えた後、10月に米国FDAに新薬承認申請を提出した。

米国は、世界医薬品市場の中核であると共に、40%を占めている最大市場である。Hanmi薬品が「ネキシウム」の特許侵害に関して米国で繰り広げているAstraZenecaとの訴訟は、最大市場に進入するための必須的な過程であると認識される。

今回の訴訟に関してHanmi薬品の関係者は、「敗訴の可能性は少ないと思っている」とし、「予定された手順として受け入れており、準備していた問題であったため、うまく解決できるであろう」と自信感を示した。

韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr